

忘れないでネ! 犬の登録と狂犬病予防注射

■すでに登録している場合

- 4月中に、犬の登録をしている飼い主へ「狂犬病予防注射通知票」が郵送されていますので、集合注射会場(表1・2)に忘れないでお持ちください(通知票を忘れた場合、時間がかかり順番が後になる場合があります)。
- 狂犬病予防注射料金は注射と済票交付料で**3,040円**(予防注射料金2,490円+注射済票550円)です。
- 市内動物病院で狂犬病予防注射を受けられる方も、必ず「狂犬病予防注射通知票」をお持ちください。

■初めて登録する場合

- 集合注射会場(表1・2)・市内動物病院(表3)・市役所環境課で登録してください。
- 登録等に掛かる費用は**6,040円**(登録料3,000円+予防注射料金3,040円)です。

犬の体は清潔に

犬をコントロールできる方と一緒に

首輪や引き綱などは丈夫なものを

かむ癖のある犬には、口輪を

ふんを始末するものを用意して



※当日、犬の健康状態に不安がある場合、もしくは最近ほかの予防注射を受けた場合は、事前にかかりつけの獣医師にご相談ください。

犬を連れてくるときの注意

Q. どうして予防注射をするの?

A. 「狂犬病」から人間を守るため。

狂犬病は一度発症すれば、ほぼ100%の死亡率という怖い病気。狂犬病ウイルスを持って攻撃的になった犬が、かんだり引っかいたりすることで伝染します。日本は島国で検疫がしっかりしているのと、予防注射のおかげで1957年以降、国内では発生していませんが、世界では、毎年35,000人~50,000人の人が狂犬病で亡くなっています。生後91日以上の子犬は、1年に1回必ず予防注射を受けましょう!

(出典: 国立感染症研究所 IDWR感染症発生動向調査週報)

Q. どうして市役所へ登録するの?

A. 大切な予防注射のお知らせを送ったり、迷い犬になったとき飼い主に連絡できるように。

怖い狂犬病から守る予防注射を忘れないで受けてもらうために、毎年お知らせを送っています。また、迷い犬になって保護されたときも、首輪に鑑札があれば、野良犬と間違えて処分されずに、飼い主へ連絡されるので、生後91日以上の子犬は必ず登録しましょう。

■表1 旧石狩市地区/狂犬病予防注射・登録実施日程表

月日	会場名	所在地	実施時間
5月10日(木)	花川南ふれあい公園	花川南2-2	9:20 ~ 9:35
	花川南第1コスモス公園	花川南1-3	9:45 ~ 10:00
	花川南桃の木公園	花川南2-3	10:10 ~ 10:35
	花川南かすみ公園	花川南2-4	10:45 ~ 11:05
	ニューあかしや会館前	花川南1-6	11:15 ~ 11:40
5月11日(金)	花川北紅南みどり公園	花川北1-5	11:50 ~ 12:00
	生振ふれあい研修センター前	生振	9:10 ~ 9:20
	生振第8集会所前	生振	9:30 ~ 9:40
	美登位創作の家前	生振694	10:05 ~ 10:15
	伊藤 悟宅前	生振	10:25 ~ 10:35
	旧高岡公民館跡地	高岡	10:45 ~ 11:00
	五の沢ふれあい研修センター前	高岡	11:10 ~ 11:20
	緑ヶ原会館前	緑ヶ原1	11:35 ~ 11:55
	大川屋横	八幡4	13:10 ~ 13:50
	くるみ保育園前	八幡1	14:00 ~ 14:10
5月12日(土)	稲荷神社前	八幡2	14:15 ~ 14:25
	花川北ボブラ公園	花川北3-2	9:20 ~ 9:35
	花川北2の6ちびっこ公園	花川北2-6	9:45 ~ 9:55
	紅葉山公園駐車場(南側)	花川北2-3	10:05 ~ 10:25
	花川北はまなす公園	花川北2-1	10:35 ~ 10:50
5月13日(日)	花川北ひとみ公園	花川北1-3	11:00 ~ 11:10
	弁天会館前	本町9-1	9:10 ~ 9:25
	番屋の湯駐車場前の広場	親船町65	9:35 ~ 9:50
	柏水会館前	親船町75-2	10:00 ~ 10:15
	親船東はまなす公園	親船東1-1	10:25 ~ 11:00
	漁民団地集会所前	新港東3	11:10 ~ 11:20
	花畔のびのび公園	花畔3-1	11:30 ~ 11:55
	花川東会館前	花川東70-1	12:05 ~ 12:20
	緑苑台グリーン会館前	緑苑台東2-1	12:30 ~ 12:50
	5月14日(月)	花川南出張所前	花川南5-2
市役所本庁舎(職員駐車場)		花川北6-1	10:50 ~ 13:00
今井商店横		樽川3-2	9:20 ~ 9:30
5月15日(火)	花川南南線公園	花川南3-1	9:40 ~ 10:00
	花川南みどり公園	花川南1-2	10:10 ~ 10:25
	旧エースランドリー向かい側	花畔338-137	10:40 ~ 10:50
	花川北夕やけ公園	花川北1-2	11:05 ~ 11:15
	白樺会館前	花川北2-5	11:25 ~ 11:40
5月16日(水)	樽川ライラック公園	樽川7-2	9:10 ~ 9:35
	樽川いろどり公園	樽川9-1	9:45 ~ 9:55
	花川南さかえ第1公園	花川南9-3	10:05 ~ 10:25
	花川南八一公園	花川南8-1	10:35 ~ 10:45
	花川南七一公園	花川南7-1	10:55 ~ 11:10
	花川南八二公園	花川南8-2	11:20 ~ 11:30
	花川南花園公園	花川南7-3	13:10 ~ 13:20
	旧花川南生協裏	花川南8-3	13:30 ~ 13:40
花川南遊陸公園	花川南8-4	13:50 ~ 14:00	
5月17日(木)	花川南出張所前	花川南5-2	9:30 ~ 9:50
	花川南浄水場横斜め通り	花川南4-3	10:00 ~ 10:15
	花川南第2すみれ公園	花川南5-4	10:25 ~ 10:35
	花川南コミセン横	花川南7-5	10:45 ~ 11:05
	花川南すみれ公園	花川南5-1	11:15 ~ 11:25
5月18日(金)	花川北つくし中央公園	花川北6-3	9:10 ~ 9:30
	花川北飛行機公園	花川北6-4	9:40 ~ 9:50
	花川北三角公園	花川北4-5	10:00 ~ 10:10
	花川北3の6ちびっこ公園	花川北3-6	10:20 ~ 10:30
	花川北しらかば公園	花川北3-5	10:40 ~ 10:50
	第2給食センター横	花川北3-3	11:00 ~ 11:10
花川北なかよし公園	花川北4-2	11:20 ~ 11:30	

■表3 犬の登録・狂犬病予防注射実施動物病院

病院名	所在地	電話番号
さくらば動物病院	花川北1-5-105	74-0676
花川ルル動物病院	花川南9-1-26	73-1245
花畔動物病院	花畔2-1-172	64-2100
フレンド動物病院	花川南6-3-42	74-2233
ほし動物病院	花川北2-1-5-77	72-1172

■表2 厚田区/狂犬病予防注射・登録実施日程表

5月25日(木)	聚富・望来
5月26日(金)	発足・安瀬・厚田・別狩・小谷・古潭・嶺泊

※時間など詳しくはお問い合わせください



地域密着型サービスの新設

4月から地域密着型サービスを新設し、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をつくり、支援します。

小規模多機能型居宅介護 介護予防

利用できる方：要支援1・2の方／要介護1～5の方

通所を中心に利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

※現在当市においては提供事業所なし

夜間対応型訪問介護

利用できる方：要介護1～5の方

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

※現在当市においては提供事業所なし

認知症対応型通所介護 介護予防

利用できる方：要支援1・2の方／要介護1～5の方

認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防

利用できる方：要支援2の方／要介護1～5の方

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら、共同生活する住宅です。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

利用できる方：要介護1～5の方

定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設(特養)に入所する方が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

利用できる方：要介護1～5の方

有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する方が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

※現在当市においては提供事業所なし

介護保険制度の見直し



要介護度が6段階から7段階へ

4月の介護保険法の改正に伴い、要介護状態区分が変更になりました。要支援から要介護5までの6段階だった要介護状態区分が、4月以降は要支援1から要介護5までの7段階になりました。

旧制度	新制度	
要支援	要支援1	新予防給付※注
要介護1	要支援2 要介護1	
要介護2	要介護2	介護給付
要介護3	要介護3	
要介護4	要介護4	
要介護5	要介護5	

注) 担当窓口は「地域包括支援センター」です(連絡先下記)



- 要支援1または要支援2と判定された方には、心身機能の改善を目的とした**新予防給付**というサービスが提供されます。
- 要介護1から要介護5と判定された方には、今までと同様に住み慣れたまちや家で自立した生活を送ってもらうため、さまざまな介護を提供する**介護給付**というサービスが提供されます。
- 介護予防の観点から、介護保険の認定を受けていない**虚弱な高齢者や一般の高齢者を対象に**、運動器の機能向上や栄養改善・口腔機能の向上など市で創設した地域支援事業を実施します。

地域包括支援センター

同センターは、高齢者とその家族が地域で安心して生活できるよう、さまざまな相談ができる拠点となる場所です。介護予防、高齢者虐待、成年後見制度など、介護保険以外の相談にも応じます。電話や来所相談だけでなく自宅への訪問も行いますのでお気軽にお問い合わせください。

石狩市花川北地域包括支援センター	花川北6-1 (りんくる内)	☎75-6677
石狩市地域包括支援センター ホットライン21	花川南7-5-2	☎72-1121
石狩市厚田地域包括支援センター	厚田区厚田45-5 (厚田保健センター内)	☎78-1030
石狩市浜益地域包括支援センター	浜益区浜益2-4 (高齢者生活福祉センター内)	☎79-5111